

指定給水装置工事事業者 の指定事項変更について

変更の届出等

水道法第25条の7
水道法施行規則第34条・35条

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

- ▶ 事業所の名称及び所在地
- ▶ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ▶ 法人にあっては、役員の氏名
- ▶ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号

他にも . . .

- ▶ 電話番号、FAX番号

といった連絡先も必要事項です。忘れずに変更の届出をしてください

変更の届出等に係る注意点

変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から三十日以内に水道事業者に提出しなければならない。

三十日以内に提出しなかった場合

届出義務違反に該当

 行政指導・処分（指定の停止・取消し）
対象となります

水道法 第25条の11第1項第3号
水道事業者は指定を取り消すことができる

給水装置工事主任技術者の の選任・解任について

給水装置工事主任技術者 水道法第25条の4

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

事業所ごとに選任すること

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

給水装置工事主任技術者の選任

水道法施行規則第21条

指定給水装置工事事業者は・・・

○新規指定の場合

指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

○選任している主任技術者が欠けた場合

給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

選任または解任に係る注意点

期限までに選任または解任の届出をしない場合

給水装置工事主任技術者

選任等義務違反に該当

 行政指導・処分（指定の停止・取消し）
対象となります

水道法 第25条の11第1項第2号
水道事業者は指定を取り消すことができる

指定給水装置工事事業者 の指定の更新について

指定更新に係る案内について

令和6年度、指定事業者の更新制度（5年毎）開始後、更新手続きが一巡。2巡目の更新が開始。

これまで

更新手続きの案内と様式等を郵送



これから（R6.12以降）

局からの案内は、対象事業者へF A Xで送信。様式等は水道局ホームページから各自ダウンロード。

- ・ 必要な添付書類も掲載しております
- ・ 記入例、注意事項などを確認のうえご記入し、提出願います

指定の更新をしないと

指定の更新を行わないと 指定の失効

〔 仙台市の給水区域内において
給水装置工事ができなくなります 〕

指定の失効後に、事業を再開する場合



新規の指定となり、指定番号が変わります

これまで積み重ねてきた修繕件数などもリセット
(地元密着型水道修繕登録店への登録、優良表彰の要件にも影響あり)

事業を継続される場合は

忘れずに指定の更新をしてください

指定の更新手続きについて

更新手続きの際は以下の点にご注意ください

- ▶ 指定事項の変更がないこと
- ▶ 主任技術者の選任・解任がないこと

これらの変更がある場合



更新手続きは
これらの届出が受理された後からとなります

こちらの研修は
これで終わります

お疲れ様でした

